



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表  
令和 2 年 6 月 30 日

担  
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

課 長 米村 慎二

統括特別司法監督官 加藤 孝

<電 話> 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 1

(内線 3 5 4 2)

報道関係者 各位

平成 31 年（令和元年）に介護労働者を使用する事業場に対して行った監督指導の結果  
～約 7 割の事業場に対して労働基準関係法令違反の是正を指導～

北海道労働局（局長 <sup>うえだ</sup> 上田 <sup>くに</sup> 国土）は、管下 17 の労働基準監督署（支署）が、平成 31 年（令和元年）に介護労働者を使用する事業場に対して行った監督指導※の結果を取りまとめましたので、公表します。

※監督指導とは、労働基準監督官が労働基準関係法令に基づき事業場に対する調査を行い、法令違反等がある場合にはその是正等についての指導を行うことをいいます。

1 監督指導を行ったのは 203 事業場で、そのうち労働基準関係法令違反が認められたものは 138 事業場（68.0%）となっています（別紙の 1（1）参照）。

2 労働基準関係法令違反の主な事項は、多い順に

①労働時間に関する事項 97件（23.4%）

②割増賃金の支払に関する事項 74件（17.9%）

③安全衛生管理体制に関する事項 49件（11.8%）

となっています（別紙の 1（2）参照）。

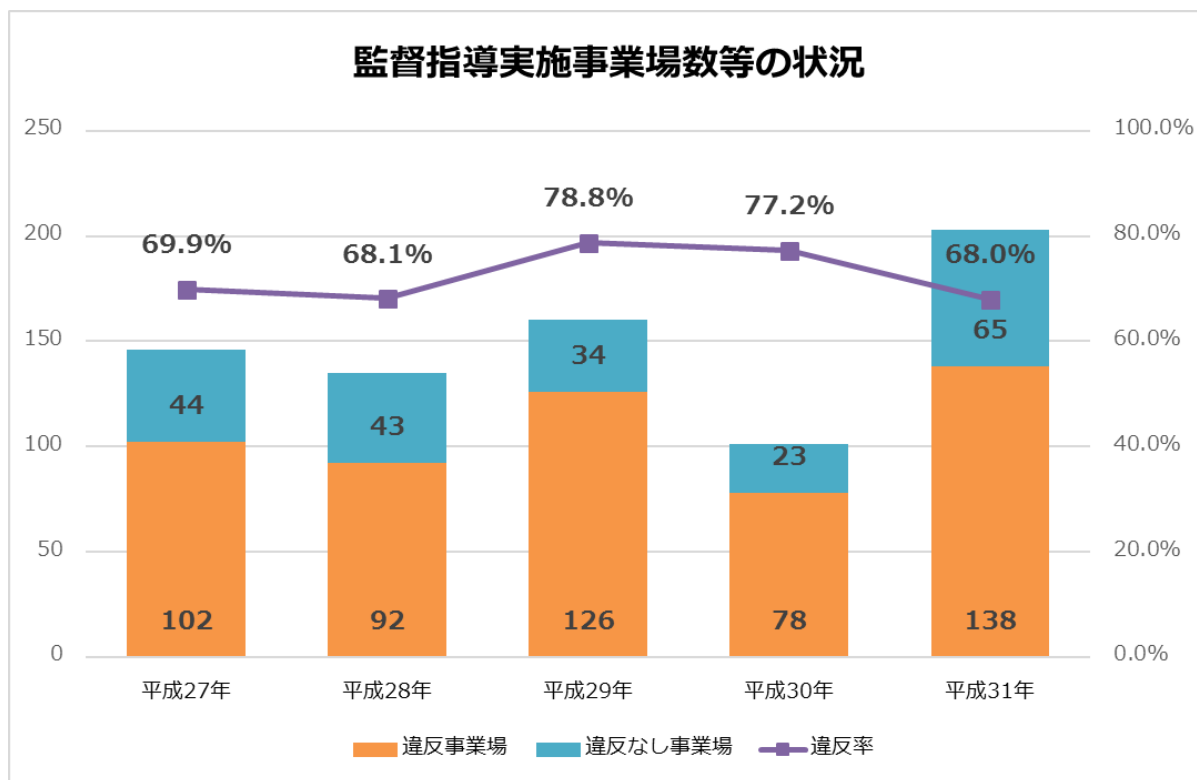
3 北海道労働局の今後の取組について

北海道労働局では、介護労働者を使用する事業場に対し、今後とも労働基準関係法令の周知・啓発や監督指導を行い、引き続き介護労働者の適正な労働条件の確保・改善に取り組んでいきます。

## 1 監督指導結果の概要

(1) 監督指導実施件数は 203 件であり、そのうち労働基準関係法令の違反が認められた事業場は 138 件 (68.0%) でした。

なお、過去 5 年間における監督指導実施件数は下図のとおりです。



(2) 主な違反事項は、多い順に、

- ①労働時間に関する事項 97件 (23.4%)
- ②割増賃金の支払に関する事項 74件 (17.9%)
- ③安全衛生管理体制に関する事項 49件 (11.9%)
- ④健康診断の実施に関する事項 29件 (7.0%)
- ⑤医師の意見聴取に関する事項 29件 (7.0%)

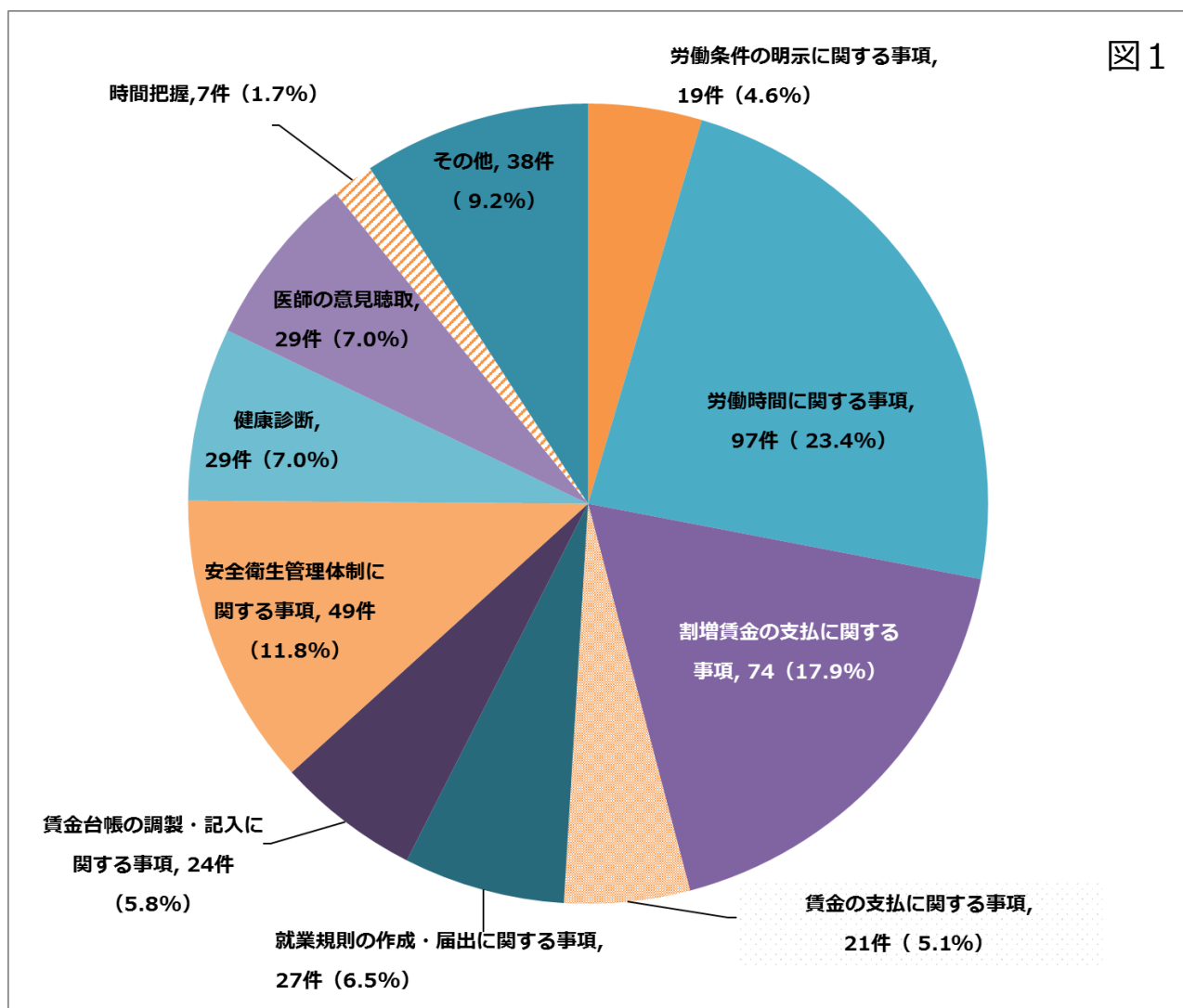
となっています (下表及び図1参照)。

**平成 31 年 (令和元年) における主な違反事項別件数**

労働条件の明示に関する事項	労働時間に関する事項	割増賃金の支払に関する事項	賃金の支払に関する事項	就業規則の作成・届出に関する事項	賃金台帳の調製・記入に関する事項	安全衛生管理体制に関する事項	健康診断	医師の意見聴取	時間把握	その他	合計
19	97	74	21	27	24	49	29	29	7	38	414

※ 1 事業場で複数の違反が認められる場合があること。

## 平成31年・令和元年における違反事項別の件数・割合



※ 1事業場で複数の違反が認められる場合があること。

## 2 主な違反事項の様態

主な違反事項の様態は、下表（1）、（2）のとおりです。

### （1）労働基準法に関する主な違反事項の様態

違反事項	主な様態
労働条件の明示に関する事項 （労基法第15条）	労働契約締結の際に、労働契約の期間・労働時間・賃金等の労働条件を書面で明示していない。
労働時間に関する事項 （労基法第32条・40条等）	① 時間外労働に関する労使協定（36協定）を締結することなく、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 ② 時間外労働に関する労使協定（36協定）で定める時間を超え、時間外労働を行わせている。

割増賃金の支払に関する事項 (労基法第 37 条)	① 時間外労働とすべき労働時間に対し法定の割増賃金を支払っていない。 ② 法定の割増賃金を支払うに当たり、法定で割増賃金の基礎に算入すべき手当が算入されておらず、割増賃金の単価が正しく算定されていない。
就業規則の作成・届出に関する事項 (労基法第 89 条)	① 常時 10 人以上の労働者を使用する事業場で就業規則を作成していない。 ② 常時 10 人以上の労働者を使用する事業場で作成又は変更した就業規則を所轄労働基準監督署長に届出していない。
賃金台帳の調製・記入に関する事項 (労基法第 108 条)	賃金台帳に時間外労働、休日労働等の労働時間数を賃金の支払の都度、記入していない。 (賃金台帳に記入すべき時間外労働等の労働時間を適正に把握、管理していないため記入が行われていない、など。)

(2) 労働安全衛生法に関する主な違反事項の様態

違反事項	主な様態
安全衛生管理体制に関する事項 (安衛法第 12 条の 2)	労働者が 10 名以上 50 名未満の事業場において、衛生に関する業務を担当する「衛生推進者」を選任していない。
健康診断の実施に関する事項 (安衛法第 66 条)	常時使用する労働者に対し、法令で定める健康診断 (雇入れ時、1 年以内に 1 回の定期健康診断、深夜業に従事する労働者に対する 6 か月以内に 1 回の特定業務従事者に対する健康診断) を実施していない。
医師の意見聴取に関する事項 (安衛法第 66 条の 4)	健康診断の結果、異常所見がある者に対する医師の意見聴取を行っていない。
労働時間の状況の把握 (労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3)	労働者の労働時間の状況を厚生労働省令で定める方法 (タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等客観的な方法その他の適切な方法) により把握していないこと。